

社会福祉法人角田市社会福祉協議会役員等の報酬及び費用弁償に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人角田市社会福祉協議会（以下「本会」という。）の役員等に支給する報酬及び費用弁償に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義等)

第2条 この規程における「役員等」とは、次の各号に掲げる者をいう。

- (1) 評議員 社会福祉法人角田市社会福祉協議会定款（以下「定款」という。）第6条に規定する評議員をいう。
- (2) 理事 定款第18条に規定する理事（理事たる会長及び副会長を含む。）をいう。
- (3) 監事 定款第18条に規定する監事をいう。
- (4) 会長が委嘱又は依頼した各種委員及び相談員

(報酬)

第3条 評議員に対しては、定款第10条の規定により報酬を支弁しない。

- 2 理事のうち会長に対しては、定款第25条の規定により報酬を支弁するものとし、副会長及び会長以外の理事に対しては、報酬を支弁しない。
- 3 監事並びに前条第4号に規定する各種委員及び相談員に対しては、報酬を支弁しない。

(会長の報酬額等)

第4条 会長の報酬は、月額8万円とし、会長としての職務（理事としての職務を含む。）に従事した報酬として支弁する。

- 2 前項に規定する報酬の支弁については、本会職員給与規程の例による。

(費用弁償)

第5条 役員等（会長を除く。）に支給する費用弁償の種類は、法令に定めがある場合のほか、社会福祉法人角田市社会福祉協議会役員等の旅費の支給に関する規程の例による。

- 2 役員等（会長を除く。）が角田市内及び仙台市以南の市町における本会の評議員会、理事会、各種委員会その他の会議に出席した時は、その費用弁償として前項の規定にかかわらず別表に定める額を支弁する。ただし、本会職員と役職を兼ねる役員等を除く。

(公表)

第6条 本会は、この規程をもって社会福祉法（昭和28年法律第45号）第59条の2第1項第2号に定める役員等の報酬及び費用弁償の基準として公表するものとする。

(改廃)

第7条 この規程の改廃は、評議員会の決議によりこれを行うものとする。

附 則

- 1 社会福祉法人角田市社会福祉協議会役員報酬規程及び社会福祉法人角田市社会福祉協議会各種委員等の費用弁償に関する規程は廃止する。
- 2 この規程は、公布の日から施行し、平成29年6月12日から適用する。

別表（第5条第2項関係）

役員等名	費用弁償額	備考
評議員、理事、監事	1回 2,000円	
生活相談所相談員	1日 2,000円	
生活福祉資金調査委員	1日 2,000円	
苦情解決第三者委員	1日 2,000円	
角田市社会福祉協議会委員会委員	1日 2,000円	
その他の委員	1日 2,000円	

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。